

福崎町第5次行政改革大綱(案)

平成28年5月

福 崎 町

I はじめに

我が国では、長引く不況と少子高齢化の進展にともなう社会保障費の増加等により、財政赤字は拡大し、財政再建が喫緊の課題となっています。さらに、人口減少社会の到来、2025年問題など、依然として先行きが不透明な状況となっています。

そのようななかで、本町においては、平成22年度（2010年度）に「第4次行政改革大綱」及び「行政改革実施計画」〈集中改革プラン〉を策定し、その取組において一定の効果を上げてきました。しかし、公共施設やインフラなどの老朽化が進み、それらの長寿命化などの見直しを進めるためには多額の費用が必要となります。一方で町税等の歳入は、少子高齢化による人口減少の影響などから大幅な伸びは期待できない状況です。

このように自治体を取り巻く環境が一層厳しさを増すなか、高度化・多様化する住民ニーズに迅速に対応するためには、より必要性が高い事業に重点を置き、役割を終えたものや必要性が低いものを見直すなどの取組が不可欠です。また、新たな財源を確保する努力や超高齢社会・人口減少社会への対策などの事業展開が必要です。さらに、適正な住民負担の考えのもとで、地域に蓄積された資源を活用しつつ、将来に向けた施策を展開していかなければなりません。

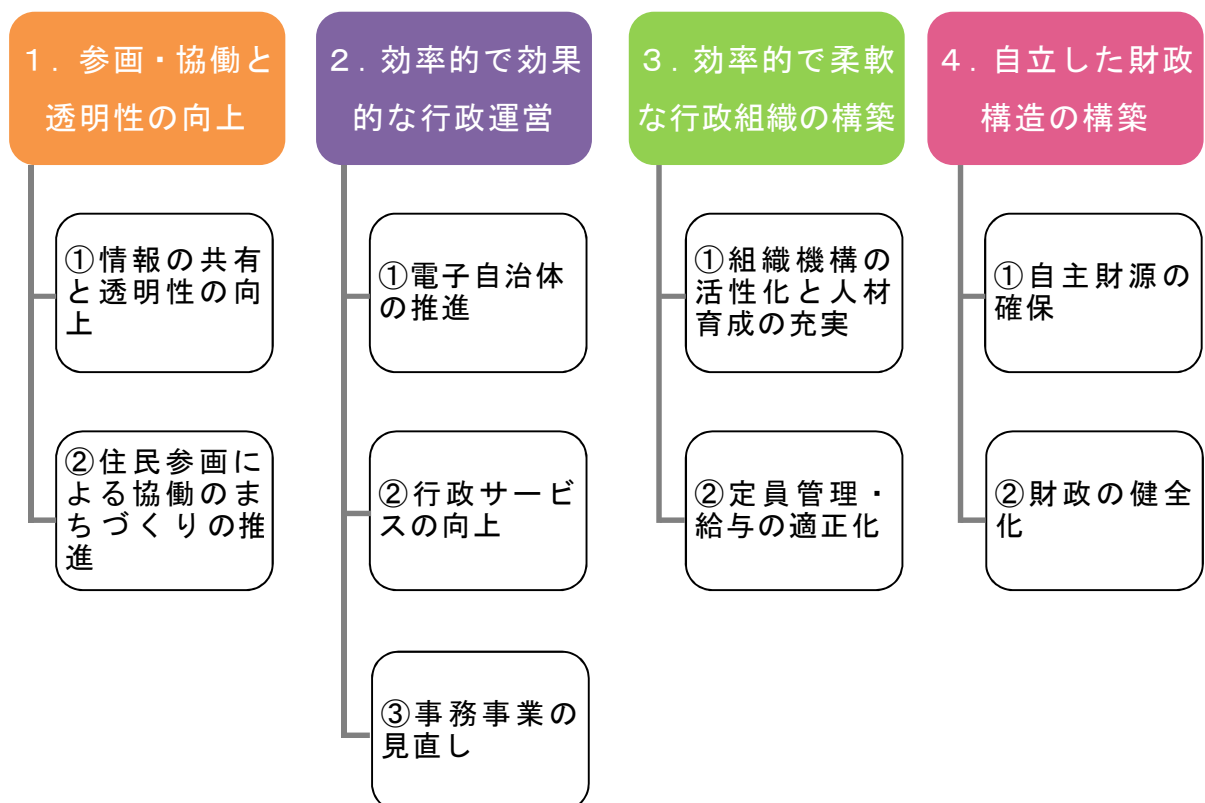
これらの重要な課題を解決し、住民が求める質の高いサービスを持続的に提供するため、時代の流れに対応した行政改革に取り組みます。そして、一人ひとりを大切にし、「住む、学ぶ、働く」の3機能がさらに調和のとれたまちづくりを積極的に推進することを基本理念とし、住民との協働のまちづくりを推進し、変化に対して創意工夫を持って対応できる福崎町の特色を生かした住みよいまちづくりの実現をめざします。

Ⅱ 行政改革の基本方針と体系図

行政改革の推進にあたっては、福崎町第4次行政改革大綱を継承しつつ「福崎町第5次行政改革大綱」を策定し、中長期的な視点と目標を持って、財政の健全化をはじめとする、効果的・効率的な行財政運営に努めるとともに、費用対効果等を総合的に勘案しながら、次世代につながる住民サービスの向上をめざします。

また、多様化・複雑化する住民ニーズを的確に把握することが必要なことから、情報の収集と発信に努め、住民や地域、各種の団体、企業など地域社会が一体となって、福崎町の特色を生かした住みよいまちづくりを進めます。

【行政改革大綱の体系図】



Ⅲ 行政改革の推進期間と進行管理

この大綱の推進期間は平成28年度から平成32年度までの5年間とし、社会情勢の変化などに応じて見直しを行うものとします。

また、行政改革の具体的な取組については実施計画を策定し、毎年、進捗状況を点検するとともに必要な見直しを行うものとします。

実施にあたっては行政改革推進本部を中心として全庁的に取り組み、行政改革の進捗状況等については、ホームページなどを活用し、広く住民に公表します。

Ⅳ 行政改革の推進項目

1. 参画・協働と透明性の向上

住民が行政に関心を持てるようわかりやすい情報発信を積極的に行います。また、住民との対話を通じて、住民ニーズを的確にとらえた事業展開を図り、対等の立場でそれぞれの役割を分担しながら、参画と協働による自律（立）のまちづくりを進めます。

① 情報の共有と透明性の向上

行政の透明性を高め、開かれた行政を実現するために、住民が行政に関心を持てるようわかりやすい情報発信を積極的に行います。また、ホームページやソーシャルメディアなどを有効に活用して本町の魅力を町内外へ広く発信し、まちの活性化につなげます。

② 住民参画による協働のまちづくりの推進

住民との対話を通じて、事業の展開にあたっては、住民や民間事業者、学生などとの連携による協働のまちづくりや、地域の特性を生かした住民と地域が主役の地域活動を支援します。また、町政に女性の意見を反映させる機会の拡大を図るなど、住民参画機会の拡充に努めます。

2. 効率的で効果的な行政運営

限りある経営資源を効果的・効率的に活用し、「住民の視点」、「行政関与の妥当性」、「費用対効果」、「市町連携による広域化」の観点から事務事業の見直しを進め、行政サービスの質・量の最適化をめざします。

① 電子自治体の推進

住民サービスの充実を図るため、ICT（情報通信技術）やマイナンバー制度を有効活用し、住民にとってより利便性の高いサービスを提供できる環境整備を進めます。また、事務を効率的に進めるための電子化を推進するとともに、情報の安全な活用の徹底等を図ります。

② 行政サービスの向上

学童保育園の開園時間延長等による子育て世代への支援の充実や、ホームページを活用したイベントなどの行政情報の提供など、住民にとってより利便性の高いサービスを提供できる環境整備に努めます。

③ 事務事業の見直し

事業内容を再点検し、事業開始当初の目的に対し効果が薄れてきた事業や、将来にわたりサービス水準を維持し続けることが難しい事業の見直しに取り組みます。

3. 効率的で柔軟な行政組織の構築

社会経済情勢や住民の多様なニーズ並びに新たな行政需要に弾力的かつ的確に対応していくため、職員の人材育成や能力開発並びに時代に即応した組織機構の整備に努めます。

① 組織機構の活性化と人材育成の充実

限られた人員を効率的に配置し、住民ニーズ・行政課題に的確かつ迅速に応えるため、スリムで機能的な組織機構の編成について適宜見直しを図ります。専門的な知識の活用やリーダーシップを発揮できるように、職員研修等の充実を図り、人材育成や政策形成などの能力開発を推進します。女性職員登用による組織力の向上を図ります。また、職員の意識改革と能力の向上を図るため、人事評価の活用を行います。

② 定員管理・給与の適正化

定員管理については、将来の行政需要を見通したうえで定員適正化計画に基づき、引き続き職員数の適正化を図るとともに、職員の適正配置に取り組みます。効率的な行政運営により時間外勤務の縮減に努め、職員の健康被害の防止を図ります。また、特別職・一般職の給与等について適正化を図ります。

4. 自立した財政構造の構築

厳しい財政状況の中、限られた財源や資源を有効に活用しながら、社会経済情勢の変化に適切に対応しうる持続可能な財政基盤の確立に努めます。

① 自主財源の確保

町有地の売却、有償貸付など公有財産の有効活用や有料広告の掲載などについて実施します。また、税等の負担の公平性と自主財源の確保を図るため、収納対策に積極的に取り組みます。ふるさと応援寄附金事業を充実し、更なる寄附の促進を図ります。施設等の使用料や手数料については、受益者負担の原則を基本とした公平性を確保していきます。

② 財政の健全化

限りある財源の中で、公共施設全体の財政負担の平準化や総量の最適化と施設の計画的な長寿命化を図り、持続可能な自治体運営を行います。新公会計制度に基づく全会計及び第三セクターを含めた町全体の財務諸表を作成し、予算編成等に積極的に活用し、住民にわかりやすく透明性のある健全な財政運営を行います。